

宇和島市フィットネスジム等連携保健指導業務仕様書

1 目的

宇和島市が実施する特定健康診査の結果により、内臓脂肪の蓄積に起因する糖尿病等のリスクが高い者や、生活習慣病が重症化するリスクの高い医療機関未受診者、受診中断者が従来の保健指導に加え、短期集中的な運動指導を受けることにより、自らの力で生活習慣改善を実践し、疾病の重症化を予防することで、健康寿命の延伸に資することを目的とする。

2 業務概要

業務の実施にあたっては、下記に基づき対象者の特性やニーズに応じた指導方法を組み入れて、効果的かつ効率的に実施するものとする。

- (1) 国の示す高齢者の医療の確保に関する法律及び関係省令・告示等を遵守し、「標準的な健診・保健指導プログラム令和6年度版」及び「特定健康診査・特定保健指導の円滑な実施に向けた手引き（第4版）」
- (2) 宇和島市糖尿病性腎症等重症化予防事業実施要領（以下、「実施要領」という。）
【R7年度国保・後期高齢者改定版】

3 対象者

宇和島市が実施する特定健康診査の結果、40歳以上74歳以下の者のうち、以下に該当する者で、事業利用の同意を得た者。

- (1) 特定保健指導（動機付け支援及び積極的支援）に該当する者
ただし、2）にも該当する場合は、生活習慣病連絡票による医師の運動指導の指示を必須とする。
- (2) 実施要領別紙5「フィットネスジム等連携保健指導業務対象者の基準」に該当し、生活習慣病連絡票により医師から運動指導の指示があった者

4 業務内容

この業務において実施するプログラムは、対象者に対し、宇和島市の保健師等が初回面接を実施して立案した、3か月間の支援計画・目標が達成できるよう、実践的指導を行うことで、対象者の行動変容に結びつけられるよう、以下の内容を実施するものとする。なお、各業務を履行するにあたり、新型コロナウイルス等感染症対策を徹底すること。

- (1) 個別面接（初回）
運動開始前に体組織計等を利用した身体測定をおこない、対象者と1回10～20分程度の個別面談を実施し、支援計画・目標を達成するために必要な事項について検討し、面談内容を市へ報告すること。
- (2) 運動指導・励ましや賞賛をする支援
対象者が、施設内の運動器具等を利用した運動を実施する際には、毎回10分以上の励ましや賞賛をする支援及び実践的指導を実施し、指導日等を報告すること。また、初回利用時には対象者のリスクの把握を行い、利用期間中の傷害や心血管イベントの予防対策の徹底のため、以下の点を指導すること。
 - ① 初回利用時のリスクの把握（既往歴、服薬の有無、体力測定等）

- ② 運動前中後の体調の配慮（血圧の確認等）、整理体操の方法と安全対策の意義、運動中止の目安
- ③ 対象者の状態に合わせた安全かつ効果的な運動強度である運動メニュー
- ④ 運動時の正しい服装や傷害予防のための靴の選び方、フォームや運動実施方法
- ⑤ 膝や腰等に整形外科的問題がある場合、運動の際の配慮や、運動後の処置
- ⑥ 事故や傷害の発生等、救急時の対応（連絡体制、救急処置等）

（3）評価

運動開始後、体組織計等を利用した身体測定をおこない、中間評価（1～2か月後）、最終評価（3か月後）を実施する。さらに、目標達成状況を確認し、目標の継続、修正等を検討し、市へ報告すること。

5 従事者

業務実施者は、運動指導に関する専門的知識及び技術を有する者で、理学療法士、健 康運動指導士のいずれかの資格を保有している1名以上を従事させるものとする。

6 書類の作成及び提出

業務実施者は、業務及び対象者の記録を行い、次の書類を翌月10日までに、市へ提出すること。原本はすべて市が保管し、事業実施者は、作成日から5年間保存し、保存期間経過後、適切な方法により廃棄するものとする。

- 1) 個別支援計画・実施報告書（様式1）
- 2) 請求書（様式2）

7 個人情報

業務実施者は、本業務を処理するための個人情報の取り扱いについて別紙「個人情報の取扱いに関する特記仕様書」を遵守し、適切な管理に努めなければならない。

また、機密情報として扱い、目的外利用、第三者への提供、漏洩、滅失、棄損の防止、その他適正な管理に必要な措置を講じなければならない。契約終了後もまた同様とする。

8 安全管理・心肺蘇生法の習得について

業務実施者は、必要な傷害保険に加入する（費用は委託料に含む。）ものとする。また、宇和島消防署等が開催している普通救命講習会の受講等、心肺蘇生法を習得すること。

万が一、事故等が発生した場合は、速やかにかかりつけ医への連絡や、救急車の要請等、必要な処置を行い、発生時の状況や対応等を記載した報告書を市へ提出すること。

9 再委託の禁止

この仕様書で示す業務について、第三者に委託してはならない。

10 その他

- （1）業務実施者は事業の実施に当たって、対象者の声を反映させ、サービスの質の向上に努めること。また、研修等にも参加し、資質の向上を図ること。
- （3）その他、この仕様書に定めることのほか必要な事項については、両者協議のうえ取り決めるものとする。

個人情報の取扱いに関する特記仕様書

（個人情報の保護に関する法令等の遵守）

第1条 受託者（以下「乙」という。）は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）、宇和島市（以下「甲」という。）の定める宇和島市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年条例第28号）、宇和島市情報セキュリティポリシー及び情報セキュリティ実施手順の規定に基づき、本個人情報の取扱いに関する特記仕様書（以下「特記仕様書」という。）に規定する事項を遵守しなければならない。

（責任体制の整備）

第2条 乙は、個人情報の安全管理について、内部における責任体制を構築し、その体制を維持しなければならない。

（作業責任者等の届出）

第3条 乙は、個人情報の取扱いに係る作業責任者及び作業従事者を定め、書面により甲に報告しなければならない。

2 乙は、個人情報の取扱いに係る作業責任者及び作業従事者を変更する場合の手続きを、甲と協議して定めなければならない。

3 乙は、作業責任者を変更する場合は、事前に書面により甲に申請し、その承認を得なければならない。

4 乙は、作業従事者を変更する場合は、事前に書面により甲に報告しなければならない。

5 作業責任者は、特記仕様書に定める事項を適切に実施するよう作業従事者を監督しなければならない。

6 作業従事者は、作業責任者の指示に従い、特記仕様書に定める事項を遵守しなければならない。

（取扱区域の特定）

第4条 乙は、個人情報を取り扱う場所（以下「取扱区域」という。）を定め、業務の着手前に書面により甲に報告しなければならない。

2 乙は、取扱区域を変更する場合は、事前に書面により甲に申請し、その承認を得なければならない。

3 乙は、甲の事務所内に取扱区域を設置する場合は、作業責任者及び作業従事者に対して、乙が発行する身分証明書を常時携帯させ、事業者名が分かるようにしなければならない。

（教育の実施）

第5条 乙は、個人情報の保護、情報セキュリティに対する意識の向上、特記仕様書における作業従事者が遵守すべき事項その他本委託業務の適切な履行に必要な事項に係る教育及び研修を、作業従事者全員に対して実施しなければならない。

2 乙は、前項の教育及び研修を実施するに当たり、実施計画を策定し、実施体制を確立しなければならない。

（守秘義務）

第6条 乙は、本委託業務の履行により直接又は間接に知り得た個人情報を第三者に漏らしてはならない。契約期間満了後又は契約解除後においても、同様とする。

2 乙は、本委託業務に関わる作業責任者及び作業従事者に対して、秘密保持に関する誓約書を提出させなければならない。

（再委託）

第7条 乙は、本委託業務を第三者へ委託（以下「再委託」という。）してはならない。

ただし、本委託業務の一部をやむを得ず再委託する必要がある場合は、再委託先の名称、再委託する理由、再委託して処理する内容、再委託先において取り扱う情報、再委託先に

における安全性及び信頼性を確保する対策並びに再委託先に対する管理及び監督の方法を明確にした上で、業務の着手前に、書面により再委託する旨を甲に申請し、その承認を得なければならない。

- 2 前項の場合において、乙は、再委託先に本契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、甲に対して、再委託先の本委託業務に係る全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。
- 3 乙は、再委託先との本委託業務に係る契約において、再委託先が特記仕様書を遵守するためには必要な事項を規定するとともに、再委託先に対する管理及び監督の手続及び方法について具体的に規定しなければならない。
- 4 乙は、再委託先に対して本委託業務を委託した場合は、その履行状況を管理及び監督するとともに、甲の求めに応じて、管理及び監督の状況を甲に対して適宜報告しなければならない。
- 5 乙は、再委託する場合には、漏えい等による被害発生のリスクを低減する観点から、提供先の利用目的、委託する業務の内容、個人情報の秘匿性等その内容などを考慮し、必要に応じ、特定の個人を識別することができる記載の全部又は一部を削除し、又は別の記号等に置き換える等の措置を講ずるものとする。
- 6 第1項から第5項までの規定は、再々委託を行う場合以降について、準用する。
(派遣労働者等の利用時の措置)

第8条 乙は、本委託業務を派遣労働者、契約社員その他の正社員以外の労働者に行わせる場合は、正社員以外の労働者においても、本契約に基づく一切の義務を遵守させなければならない。

- 2 乙は、甲に対して、正社員以外の労働者の本委託業務に係る全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

(個人情報の管理)

第9条 乙は、本委託業務において利用する個人情報を保持している間は、次の各号に定めるところにより、当該個人情報の管理を行わなければならない。

- (1) 施錠が可能な保管庫又は施錠若しくは入退室管理の可能な保管室で厳重に個人情報を保管すること。
- (2) 甲が指定した場所へ持ち出す場合を除き、個人情報を定められた場所から持ち出さないこと。
- (3) 個人情報を電子データで持ち出す場合は、電子データの暗号化処理又はこれと同等以上の保護措置を施すこと。
- (4) 個人情報を複製又は複写しないこと。ただし、事前に甲の承認を受けた場合であって、業務を行う場所で、かつ業務に必要最小限の範囲で行うときは、この限りでない。
- (5) 個人情報を移送する場合においては、移送時の体制を明確にすること。
- (6) 個人情報を電子データで保管する場合においては、当該データが記録された媒体及びそのバックアップの保管状況並びに記録されたデータの正確性について、定期的に点検すること。
- (7) 個人情報を管理するための台帳を整備し、個人情報の利用者、保管場所その他の個人情報の取扱いの状況を当該台帳に記録すること。
- (8) 個人情報の紛失、漏えい、改ざん、破損その他の事故（以下「個人情報の漏えい等の事故」という。）を防ぎ、真正性、見読性及び保存性の維持に責任を負うこと。
- (9) 作業場所に、私用端末、私用外部記録媒体その他の私用物を持ち込んで、個人情報を扱う作業を行わせないこと。
- (10) 個人情報を利用する作業を行う端末に、個人情報の漏洩につながると考えられる業務に関係のないアプリケーションをインストールしないこと。

- (11) 情報システムを利用する場合には、個人情報の秘匿性等その内容に応じて、当該個人情報へのアクセス状況を記録し、その記録を一定の期間保存すること。
- (12) 情報システムを利用する場合には、個人情報の秘匿性等その内容及び量に応じて、当該個人情報への不適切なアクセスの監視のため、必要な措置を講ずること。
- (13) 情報システムへの外部からの不正アクセスを防止するため、ファイアウォールの設定による経路制御その他必要な措置を講ずること。
- (14) 不正プログラムによる個人情報の漏えい等の防止のため、ソフトウェアに関する公開された脆弱性の解消、把握された不正プログラムの感染防止等に必要な措置(導入したソフトウェアを常に最新の状態に保つことを含む。)を講ずること。
- (15) 情報システムで取り扱う個人情報の重要度に応じて、入力原票と入力内容との照合、処理前後の個人情報の内容の確認、既存の個人情報との照合等を行うこと。
- (16) 個人情報に係る情報システムの設計書、構成図等の文書について外部に知られることがないよう、その保管、複製、廃棄等について必要な措置を講ずるものとする。
- (17) 端末の使用に当たっては、個人情報が第三者に閲覧されることがないよう、使用状況に応じて情報システムからログオフを行うことを徹底する等の必要な措置を講ずること。
- (18) 外部からの不正な侵入に備え、情報システム室等に施錠装置、警報装置及び監視設備の設置等の措置を講ずること。

また、災害等に備え、情報システム室等に耐震、防火、防煙、防水等の必要な措置を講ずるとともに、サーバ等の機器の予備電源の確保、配線の損傷防止等の措置を講ずること。

- (19) 個人情報を取り扱い、又は情報システムを構築し、若しくは利用するに当たっては、サイバーセキュリティ基本法第26条第1項第2号に掲げられたサイバーセキュリティに関する対策の基準等を参考として、取り扱う個人情報の性質等に照らして適正なサイバーセキュリティの水準を確保すること。

(提供された個人情報の目的外利用及び第三者への提供の禁止)

第10条 乙は、本委託業務において利用する個人情報について、本委託業務以外の目的で利用してはならない。また、甲に無断で第三者へ提供してはならない。

(受渡し)

第11条 乙は、甲乙間の個人情報の受渡しに関しては、甲が指定した手段、日時及び場所において行った上で、甲に個人情報の預り証を提出しなければならない。

(個人情報の返還又は廃棄)

第12条 乙は、本委託業務の終了時に、本委託業務において利用する個人情報について、甲の指定した方法により、返還、消去又は廃棄を実施しなければならない。

2 乙は、本委託業務において利用する個人情報を消去又は廃棄する場合は、事前に消去又は廃棄すべき個人情報の項目、媒体名、数量、消去又は廃棄の方法及び処理予定日を書面により甲に申請し、その承諾を得なければならない。

3 乙は、個人情報の消去又は廃棄に際し甲から立会いを求められた場合は、これに応じなければならない。

4 乙は、本委託業務において利用する個人情報を廃棄する場合は、当該情報が記録された電磁的記録媒体の物理的な破壊その他当該個人情報を判読不可能とするために必要な措置を講じなければならない。

5 乙は、個人情報の消去又は廃棄を行った場合においては、消去又は廃棄を行った日時、担当者名及び消去又は廃棄の内容を記録し、書面により甲に対して報告しなければならない。

(定期報告及び緊急時報告)

第13条 乙は、個人情報の取扱いの状況に関する定期報告及び緊急時報告の手順を定めな

ければならない。

- 2 乙は、甲から、個人情報の安全管理措置や取扱状況等の遵守状況について報告を求められた場合は、直ちに報告しなければならない。

(監査及び検査)

第14条 甲は、本委託業務に係る個人情報の取扱いについて、本契約の規定に基づき必要な措置が講じられているかどうかを検証及び確認するため、乙及び再委託先に対して、監査及び検査を行うことができる。

- 2 甲は、前項の目的を達するため、乙及び再委託先に対して必要な情報を求め、又は本委託業務の処理に関して必要な指示をすることができる。

(事故時の対応)

第15条 乙は、本委託業務に関し個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、その事故の発生に係る帰責性の有無に関わらず、直ちに甲に対して、当該事故に関わる個人情報の内容、件数、事故の発生場所、発生状況等を書面により報告し、甲の指示に従わなければならぬ。

- 2 乙は、個人情報の漏えい等の事故が発生した場合に備え、甲その他の関係者との連絡、証拠保全、被害拡大の防止、復旧、再発防止等の措置を迅速かつ適切に実施するため、緊急時対応計画を定めなければならない。

- 3 甲は、本委託業務に関し個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、必要に応じて当該事故に関する情報を公表することができる。

(契約解除)

第16条 甲は、乙が特記仕様書に定める義務を履行しない場合は、本委託業務の全部又は一部を解除することができる。

- 2 乙は、前項の規定による契約の解除により損害を受けた場合においても、甲に対して、その賠償を請求することはできないものとする。

(損害賠償)

第17条 乙の故意又は過失を問わず、乙が特記仕様書の内容に違反し、又は怠ったことにより、甲に対する損害を発生させた場合は、乙は、甲に対して、その損害を賠償しなければならない。